

TAC税理士講座（14目標）

春の特別公開セミナー

4ヵ月合格戦略セミナー

国 税 徴 収 法

TAC税理士講座

目 次

テーマ1 国税徴収法とは

- ◆1 科目の特徴..... 1
- ◆2 学習のポイント..... 2
- ◆3 どのような方が向いているか？..... 2

テーマ2 本試験について

- ◆1 本試験の特徴..... 3
- ◆2 過去の試験結果..... 3
- ◆3 4月開講速修コースの特徴..... 3
- ◆4 本試験（理論）見本..... 4

テーマ 1

国税徴収法とは

◆ 1 科目の特徴

国税徴収法は、税理士試験では税法選択科目の1つとして、その第1回(昭和26年)から出題されている科目です。

国税徴収法の目的は、一言で表現すれば「国税収入の確保」です。税金を滞納している人の財産(例えば、不動産など)を税務署が差押えて、一般の人に売りに出し、お金に換えて滞納税金に充てていくことです。

では、国税収入の確保のためには、いかなる手段を講じても良いかということというわけではありません。

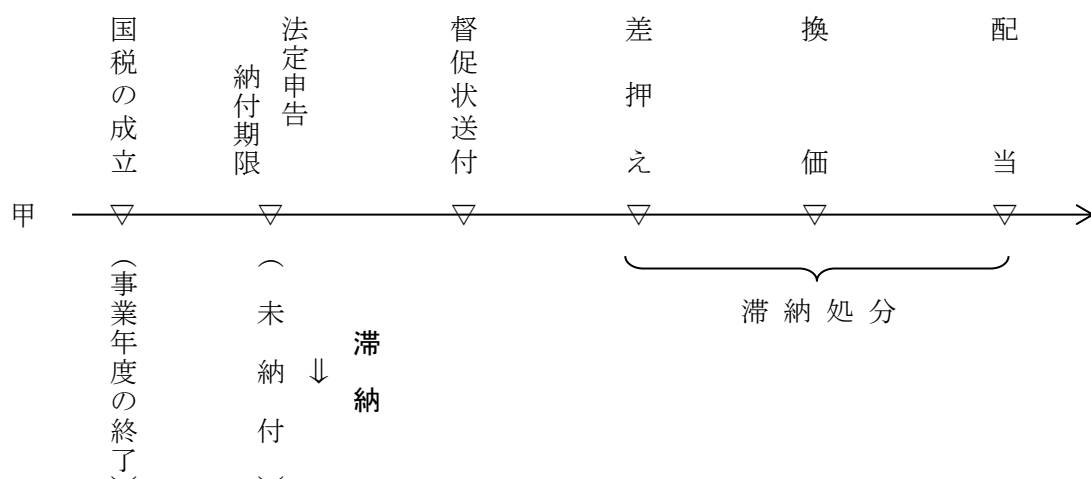
例えば、その滞納者が金融機関からお金を借りている場合には、売却代金の一部を他の債権者にも分配していかなければなりません。

また、滞納者自身が災害にあったり、病気にかかったりして税金を払える状態でないときには、納付できる状態になるまで待つてあげたりすることもあります。

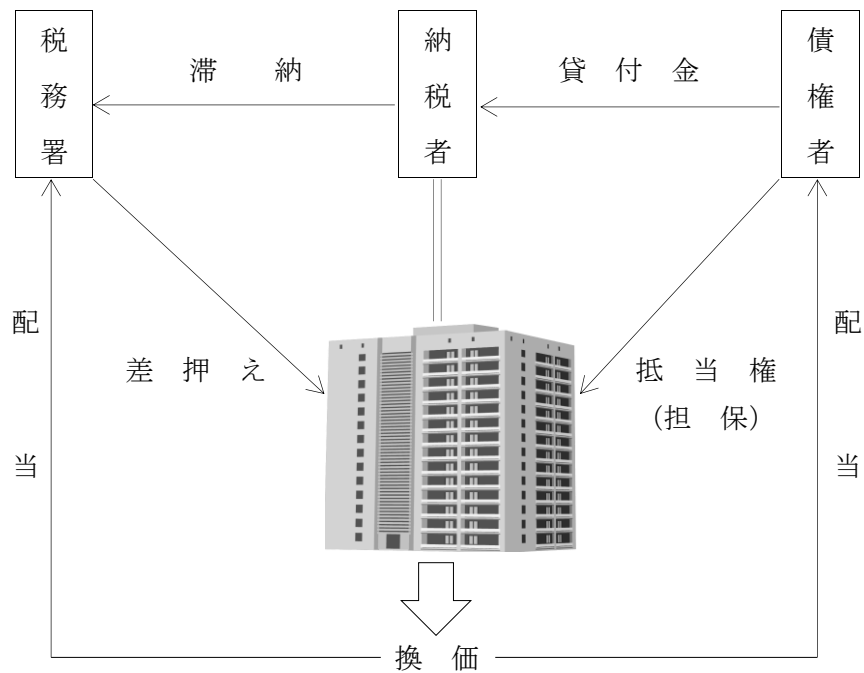
以上のように国税徴収法という法律は、滞納国税の徴収に関する手続きを基調としながら、他の債権者との関係や、滞納者自身の状態等を慮った規定が盛り込まれている法律であるといえます。

したがって、国税徴収法を学習することにより、他の法律関係や、社会の様々な状況を把握することができます。

● 国税徴収の手続きの流れ



● 他の債権者との調整



◆ 2 学習のポイント

- ① 徴収手続の流れを理解する。
- ② 理論の学習に重点を置く。
- ③ 学習範囲を広げない。

◆ 3 どのような方が向いているか？

- ① 理論の学習が得意な方。
- ② 働きながら学習される方。
- ③ 民法について学習をしたことがある方。

テーマ 2

本試験について

◆ 1 本試験の特徴

- ① 理論の比重が高い。
- ② 手続き規定が多い。
- ③ 時間に余裕がある。

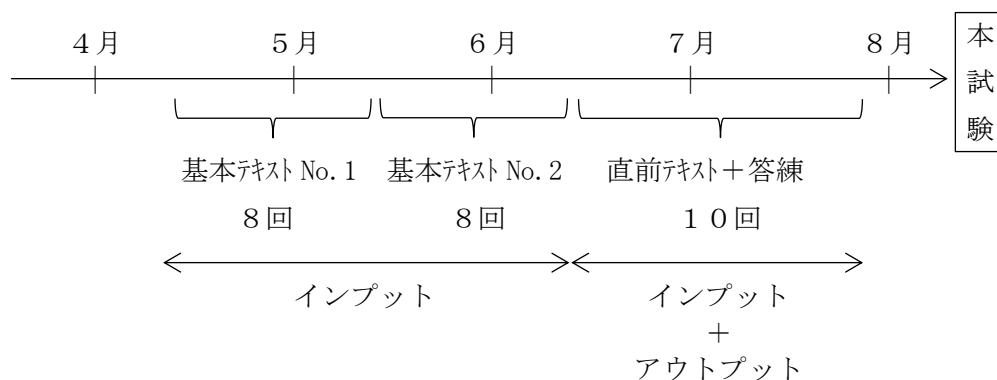
◆ 2 過去の試験結果

	平成 21 年度 (第 59 回)	平成 22 年度 (第 60 回)	平成 23 年度 (第 61 回)	平成 24 年度 (第 62 回)	平成 25 年度 (第 63 回)
受験者数	1,139 名	1,145 名	1,243 名	1,249 名	1,423 名
合格者数	129 名	139 名	165 名	170 名	184 名
合 格 率	11.3%	12.1%	13.3%	13.6%	12.9%

◆ 3 4 月開講速修コースの特徴

答案練習会を含む全 26 回で終了するコースとなっており、そのボリュームの少なさから短期間で仕上がる科目の代表となっています。

< 学習の流れ >



◆ 4 本試験（理論）見本

<平成24年度>

第一問 －40点－

問1 次の事項について簡潔に説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理について説明する必要はない。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 差押換えの請求
- (2) 交付要求の解除の請求

問2 災害を受けた納税者の納期限未到来の国税について、納税の猶予が認められる要件及び期間について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

<平成25年度>

第一問 －50点－

問1 次に掲げる差押えについて、それぞれ差押えができる要件を説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 通常差押え
- (2) 繰上保全差押え
- (3) 保全差押え
- (4) 繰上請求がされた国税による差押え
- (5) 繰上差押え
- (6) 担保提供された財産(金銭を除く)の差押え
- (7) 保証人の財産の差押え
- (8) 第二次納税義務者の財産の差押え
- (9) 譲渡担保財産の差押え

問2 国税徴収法に定められている滞納処分に関する不服申立ての期限の特例の趣旨及びその内容について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。